

写

川 障 発 第 3 7 7 号
令和 8 年 6 月 1 5 日

川口市社会福祉審議会 委員長 様

川口市長 岡村 ゆり子



諮 問 書

このことについて、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 6 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

グループホームと日中活動サービス事業所の同一敷地内の併設について

写

川障発第376号
令和8年6月15日

川口市社会福祉審議会 委員長 様

川口市長 岡村 ゆり子



諮 問 書

このことについて、社会福祉法（昭和26年法律第46号）第7条第2項の規定に基づき下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

第8期川口市障害者自立支援福祉計画・第4期川口市障害児福祉計画策定に伴う次の事項

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関すること
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること
- (3) 地域生活支援の充実に関すること
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等に関すること
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等に関すること
- (6) 相談支援体制の充実・強化等に関すること
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関すること
- (8) 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関すること
- (9) その他